ロ　イ(2)に掲げる意見の根拠
ハ　第十四条の規定による注記に係る事項
［削る］
［削る］
［削る］
ニ　監査の対象となった決算報告書が、全ての重要な点において法第四十八条の規定に基づき機構が定める会計に関する事項についての規程に準拠して作成されているかどうかについての意見
ホ　ニに掲げる意見の根拠
［へ　略］
ト　理事長及び監事の責任
チ　監査を実施した会計監査人の責任
リ　［略］
二　中間監査報告書　次に掲げる事項
イ　中間監査を実施した会計監査人の意見に関する次に掲げる事項
(1)　当該意見に係る中間監査の対象となった中間財務諸表の範囲
(2)　中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見
ロ　イ(2)に掲げる意見の根拠
ハ　第十四条の規定による注記に係る事項
［削る］
［削る］
［削る］
ニ　［略］
ホ　理事長及び監事の責任
ヘ　中間監査を実施した会計監査人の責任
ト　［略］
［削る］
［削る］
［削る］
［新設］
［新設］
ロ　理事長の責任
ハ　監査を実施した会計監査人の責任
ニ　監査の対象となった財務諸表が、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
ホ　監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているかどうかについての意見
［新設］
［へ　同上］
［新設］
［新設］
ト　［同上］
二　［同上］
イ　中間監査の対象
［新設］
［新設］
ロ　理事長の責任
ハ　中間監査を実施した会計監査人の責任
ニ　中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見
ホ　［同上］
［新設］
［新設］
ヘ　［同上］
2　前項第一号イに掲げる監査の対象は、監査の対象となった財務諸表等の範囲について記載するものとする。
3　第一項第一号ロに掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。
一　財務諸表等の作成責任は理事長にあること。
二　財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事長にあること。